古河市文化協会規約

○古河市文化協会職印規約

１　本会会長の職印の種類、形状、寸法及び書体は、別表第１に掲げるとおりとする。

２　前項に定める職印の管理は、事務局長が行う。

別表第１

種　　類	古河市文化協会長之印		
形　　状	正　方　形	書　　体	古印体
寸　　法	24mm　×　24mm		
ひ　な　形	古河市 文化協会 長之印		

○古河市文化協会専門部の名称に関する規約

１　古河市文化協会会則第６条第１項に規定する専門部の名称及び区分は別表第２に掲げるとおりとする。

別表第２

専門部の名称	区　　分
絵画部	絵画　版画　墨絵　切り絵　絵手紙
写真映像部	写真　ビデオ
書道部	書　篆刻　刻字
工芸部	手工芸　竹工芸　アートフラワー　陶芸　彫刻
芸能部	民謡　舞踊　歌謡　民俗芸能　能楽　マジック　和太鼓
器楽部	オーケストラ　吹奏楽　邦楽　洋楽
コーラス部	コーラス　童謡
茶道部	茶道
華道部	華道
フラワー部	フラワーアレンジメント
演劇部	人形劇　演劇　歌劇
文芸部	短歌　俳句　紙芝居　お話　川柳　詩
文化部	郷土史　歴史　無線　着付　詩吟
園芸部	盆栽　蘭　山野草
囲碁将棋部	囲碁　将棋
ダンス部	フラダンス　フォークダンス　社交ダンス

○古河市文化協会負担金に関する規約

1　古河市文化協会会則第 19 条第１項に規定する加盟団体に対する負担金は、3,000 円とする。

2　加盟した団体は、古河市文化協会へ上記金額の負担金を納入する。

3　退会した団体が納付した負担金はいかなる理由があっても返納しない。

4　負担金は総会の決議を経て、徴収することができる。

○古河市文化協会加盟団体の助成金交付に関する規約

1　古河市文化協会会則第 19 条第３項に規定する加盟団体に対する助成金は、15,000 円とする。

2　加盟した団体は、古河市文化協会から上記金額の助成金の交付を受けることができる。

3　会則第 19 条第４項に規定する文化芸術の継承、発展のために調査、研究または発表等を行う団体に対する助成金の算出基礎は別に定める。
ただし、市民文化祭に係る事業は含まないものとする。

4　助成金は、古河市補助金等交付規則第８条第２項の規定により文化協会補助金を請求し交付を受けてから、交付する。

○古河市文化協会後援事業に関する規約

1　市民を対象とする加盟団体主催事業に後援名義の使用を許可する。ただし、特定の個人の収入となるなど営利事業と認められるときは、使用を許可しない。

2　後援を希望する団体は、事業実施１ヶ月前までに、「古河市文化協会後援依頼申請書」を事務局に提出する。

3　役員会にて審議し、「古河市文化協会後援承認(不承認)通知書」により審議結果を通知する。

4　後援を承認された団体は事業実施後、「古河市文化協会後援事業実施報告書」を事務局に提出する。

5　実施報告書を基に、役員会において補助金の交付額を決定する。

6　補助金交付は１年度につき１回までとする。補助金対象は飲食代を除く事業費の 50%とし、上限額は２万円とする。対象市民等の参加費または入場料が有料の場合は、支出が収入を上回るときに補助を行う。千円未満は切り捨てとする。

7　次のいずれかに該当する場合は、後援はできるが補助金交付対象外とする。
（１）本年度中の事業で既に補助金を受け取っている団体。
（２）対象市民が加盟団体の関係者及び親族のみである場合。
（３）研修旅行事業等。
（４）加盟団体組織を構成する中の１つの団体が単独で行う事業。
（５）専門部の活動とかけ離れている事業。
（６）古河市の隣接市町での開催でない。

8　書類不備の場合は、申請の受理はできない。

９　文化協会の信用を失墜させるようなことがあった場合、承認を取り消す場合がある。

〇古河市文化協会派遣事業に関する規約

１　外部主催イベントに対し、文化協会を通しての出演依頼等があった場合は、出演団体に補助を行う。

２　各団体に直接依頼があった場合は、事業の実施前に依頼文書の写しを文化協会へ提出する。文化協会からの出演依頼等で出席確認があった場合、各団体から相手先及び文化協会へ連絡する。事前に出席確認が取れず事後報告となった場合、補助を行えない場合がある。

３　依頼文書等を基に、役員会において派遣事業依頼の審議決定及び補助金の交付額を決定する。上限額は１万円とする。ただし、加盟団体組織を構成する中の１つの団体への補助は行わない。

４　事業実施後、団体は実施報告書を事務局に提出する。

５　補助については、１団体１年度１回までとする。

６　複数の団体から同一事業での申請があった場合、上限の１万円を申請団体数で割った金額を交付する。千円未満は切り捨てとする。

〇苦情・相談・提案等の審議に関する規約

１　古河市文化協会に係る苦情・相談・提案等を有する者は、「古河市文化協会に関する提案書」に必要事項を記載し、古河市文化協会へ提出する。

２　申請された検討・審議事項は、必要に応じ会長が臨時代表者会議を招集し審議する。

３　文化祭期間外における文化祭関連事項は、「古河市民文化祭に関する提案書」に必要事項を記載し、古河市文化協会が受付し、次年度の文化祭運営委員会の協議・検討事項とする。

〇キャラクター利用に関する規約

１　加盟団体は文化協会所有のキャラクター「桃香」の利用に関し、キャラクター利用規程に沿って登録申請せず、利用申請を提出し、許可が下り次第、利用することができる。

２　利用にあたってはキャラクター利用規程に同意の上、利用すること。これに反した場合、キャラクターの利用停止の他、文化協会における懲罰を科す場合がある。故意に違反をした場合、また悪質と判断した場合、必要に応じ会長が臨時代表者会議を招集し審議する。

付　　則

この規約は、平成 23 年４月１日から施行する。

この規約は、平成 24 年４月 21 日改正し、即日施行する。

この規約は、平成 25 年４月 21 日改正し、即日施行する。

この規約は、平成 26 年５月 17 日改正し、即日施行する。

この規約は、平成 27 年５月 16 日改正し、即日施行する。
この規約は、令和５年５月 20 日改正し、即日施行する。